

鹿児島県犯罪のない  
安全で安心なまちづくり防犯指針

鹿児島県

# 目 次

◎ 防犯指針の趣旨，策定の根拠及び主管部局等	1
1 犯罪の防止に配慮した道路等の構造，設備等に関する指針	3
2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造，設備等に関する指針	15
3 犯罪の防止に配慮した商業施設等の構造，設備等に関する指針	31
4 学校等における子どもの安全確保のための指針	53
5 通学路等における子どもの安全確保のための指針	61
6 高齢者・障害者等の安全確保のための指針	67
7 観光旅行者等の安全確保のための指針	75

沿革 平成19年1月26日作成  
平成22年5月24日改正  
令和2年3月16日改正

# 鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり防犯指針について

## 1 趣旨

鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成18年鹿児島県条例第76号。以下「条例」という。)に基づき、

- ① 犯罪の防止に配慮した道路等の構造，設備等に関する指針
- ② 犯罪の防止に配慮した住宅の構造，設備等に関する指針
- ③ 犯罪の防止に配慮した商業施設等の構造，設備等に関する指針
- ④ 学校等における子どもの安全確保のための指針
- ⑤ 通学路等における子どもの安全確保のための指針
- ⑥ 高齢者・障害者等の安全確保のための指針
- ⑦ 観光旅行者等の安全確保のための指針

を定め，これらの指針に基づき，県民等の安全の確保と犯罪の防止に配慮した環境整備を進めることにより，犯罪の起きにくい地域社会の実現に資するものである。

## 2 指針策定の根拠及び主管部局等

区 分	条例の根拠規定	主 管 部 局	総合調整
① 犯罪の防止に配慮した道路等の構造，設備等に関する指針	第11条	知事部局（農政部，環境林務部，土木部）及び警察本部	男女共同参画局
② 犯罪の防止に配慮した住宅の構造，設備等に関する指針	第11条	知事部局（土木部）及び警察本部	
③ 犯罪の防止に配慮した商業施設等の構造，設備等に関する指針	第12条	知事部局（商工労働水産部）及び警察本部	
④ 学校等における子どもの安全確保のための指針	第13条	知事部局（総務部，くらし保健福祉部），教育庁及び警察本部	
⑤ 通学路等における子どもの安全確保のための指針	第14条	知事部局（総務部，くらし保健福祉部），教育庁及び警察本部	
⑥ 高齢者・障害者等の安全確保のための指針	第15条	知事部局（くらし保健福祉部）及び警察本部	
⑦ 観光旅行者等の安全確保のための指針	第16条	知事部局（PR・観光戦略部）及び警察本部	

### 3 指針の概要

(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造，設備等に関する指針

道路，公園，駐車場及び駐輪場の新設，改修の計画・設計について，犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する事項等を示すことにより，防犯性の高い道路等の普及を目的とする。

(2) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造，設備等に関する指針

住宅の新築，改修の計画・設計において，犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する事項等を示すことにより，防犯性の高い住宅の普及を目的とする。

(3) 犯罪の防止に配慮した商業施設等の構造，設備等に関する指針

商業施設等の新築，改修の計画・設計において，犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する事項等を示すことにより，防犯性の高い商業施設等の普及を目的とする。

(4) 学校等における子どもの安全確保のための指針

学校等における子どもの安全を確保するための具体的な方策等を示すことにより，子どもの安全確保を図ることを目的とする。

(5) 通学路等における子どもの安全確保のための指針

子どもが通学，通園，通所及び通塾する通学路等における子どもの安全を確保するための具体的な方策等を示すことにより，子どもの安全確保を図ることを目的とする。

(6) 高齢者・障害者等の安全確保のための指針

犯罪に遭いやすい高齢者・障害者等の安全を確保するための具体的な方策等を示すことにより，高齢者・障害者等の安全確保を図ることを目的とする。

(7) 観光旅行者等の安全確保のための指針

観光旅行者等の安全を確保するための具体的な方策等を示すことにより，観光旅行者等の安全確保を図ることを目的とする。